

医療法人社団全徳会
大垣セントラルクリニック リハビリテーション颯
地域密着型通所介護
運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団全徳会が開設する大垣セントラルクリニックリハビリテーション颯（以下「事業所」という。）が行う地域密着型通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者（以下「通所介護等従事者」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な地域密着型通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 事業所の通所介護等従事者は、要介護状態等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。
- 2 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 大垣セントラルクリニック リハビリテーション颯
- 2 所在地 岐阜県大垣市赤坂新田1丁目72番1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりで、1単位目、2単位目とも同一とする。

- 1 管理者 1名（常勤1名）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 生活相談員 2名以上
生活相談員は、地域密着型通所介護の利用申込にかかる調整、地域密着型通所介護計画の作成等を行う。また、利用者に対し日常生活上の介護そ

の他必要な業務の提供にあたる。

- 3 介護職員 4名以上（常勤1名以上、非常勤3名以上）
介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたる。
- 4 看護職員 1名以上
看護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理その他必要な業務の提供にあたる。
- 5 機能訓練指導員 2名以上（常勤1名専従、常勤1名兼務）
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の向上、維持、減退を防止するための訓練指導、助言を行う。
- 6 管理栄養士 1名（非常勤1名）
管理栄養士は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、特に栄養管理を中心に、他に必要な日常生活上の介護や健康管理その他必要な業務の提供にあたる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日まで
ただし、祝日及び夏期（3日間）、冬期（12月31日から1月3日まで）を除く。
- 2 営業時間 8時30分から17時30分まで

（サービス提供時間および利用定員）

第6条 事業所のサービス提供時間および利用者の定員は、下記のとおりとする。

地域密着型通所介護

サービス提供時間帯1単位目： 9時15分から12時15分まで 18名

2単位目： 13時30分から16時30分まで 18名

上記時間帯において、地域密着型通所介護サービスを行う。

（地域密着型通所介護の提供方法、内容）

第7条 地域密着型通所介護の内容は、居宅サービス計画および介護予防サービス計画、介護予防ケアマネジメント（以下「居宅サービス計画等」という）に基づいてサービスを行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、居宅サービス計画等作成前であってもサービスを利用できるものとし、次に掲げるサービスから利用者が選定したサービスを提供する。

- 1 身体介護に関すること
日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。
排泄の介助、移動・移乗の介助、養護、その他必要な身体の介護。
- 2 食事に関すること
昼食の提供なし。
- 3 機能訓練に関すること
体力や機能の向上、維持、低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本

的動作を獲得するための訓練を行う。

- 4 入浴に関すること
入浴サービス提供なし。
- 5 口腔機能向上に関すること
栄養状態の改善、誤嚥性肺炎の防止等のために、必要に応じて口腔機能向上訓練を行う。
- 6 送迎に関すること
送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。送迎は通所介護等従事者が行う。尚、送迎の際、必要な移動や移乗動作の介助を行う。
- 7 相談・助言に関すること
利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談および助言を行う。

(指定居宅介護支援事業者および指定介護予防支援事業者、介護予防ケアマネジメント事業者(指定居宅介護支援事業者等)との連携等)

第8条

- 1 事業の提供にあたっては、利用者にかかる指定居宅介護支援事業者等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。
- 2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の指定居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、綿密な連携に努める。
- 3 正当な理由なく地域密着型通所介護の提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して地域密着型通所介護の提供が困難と認めた場合、当該利用者にかかる指定居宅介護支援事業者等と連携し、必要な措置を講ずる。

(地域密着型通所介護計画の作成等)

第9条

- 1 地域密着型通所介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況、居宅サービス計画等(ケアプラン)を十分把握し、地域密着型通所介護計画を作成する。
- 2 地域密着型通所介護計画の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。尚、計画書は2通作成し、利用者又は家族に交付する。
- 3 利用者に対し、地域密着型通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。
- 4 利用者の状況に応じて概ね3ヶ月に1回、心身状況およびサービス提供状況をモニタリングし、必要に応じて地域密着型通所介護計画の見直しを行う。

(サービスの提供記録の記載)

第10条 通所介護等従事者は、地域密着型通所介護を提供した際には、その提供日・内容、当該地域密着型通所介護について、利用者にかわって支払いを受ける保険給付

の額、その他必要な記録を利用者ごとのサービス提供記録書に記載する。

(地域密着型通所介護の利用料等及び支払いの方法)

第11条

- 1 地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該地域密着型通所介護が法定代理受領サービスである時は、その額の1割又は2割又は3割とする。
- 2 第12条の通常の事業実施地域を越えて行う送迎の交通費は、通常の事業の実施区域(半径5km)を越えて1kmあたり200円を徴収する。
- 3 前2項のほか、次に掲げる費用を徴収する。
 - (1) おむつ代(実費)
 - (2) その他日常生活に於いて通常必要となるものに係る費用については、利用者が負担することが適当と認められる場合に実費を徴収する。
 - (3) 当日、午前8時30分以降のキャンセルは、キャンセル料として200円を徴収する。
 - (4) お茶代として1回200円を徴収する。
- 4 前項各号の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得る。
- 5 地域密着型通所介護の利用者は、当事業所が定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、岐阜県大垣市内で当施設より半径5km以内とする。

(契約書の作成)

第13条 地域密着型通所介護の提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面をもって説明し、同意を得た上で署名捺印を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第14条

- 1 通所介護等従事者は、地域密着型通所介護を実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
- 2 地域密着型通所介護を実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(非常災害対策)

第15条 事業所は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次のとお

り行うとともに必要な設備を備える。

防火責任者	管理者
防災訓練	年2回
避難訓練	年2回
通報訓練	年2回

(衛生管理及び従事者等の健康管理等)

第16条

- 1 地域密着型通所介護に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。
- 2 通所介護等従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。
- 3 事業所において感染症が発生しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従事者に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(サービス利用にあたっての留意事項)

- 第17条 利用者が機能訓練室等を利用する場合は、職員立会いのもとで使用すること。
また、体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図る。

(秘密保持)

第18条

- 1 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守するものとする。
- 2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所の個人情報の取り扱いについては、法人の個人情報保護規程等により適正な方法で取り扱うものとし、保有する個人情報についてはその利用目的の範囲内でできる限り最新かつ正確な内容を保持するよう努めるものとする。
- 4 事業所は、サービス担当会議等において利用者及び家族等の個人情報をを用いる場合は、利用者及びその家族等の同意を予め文書により得るものとする。

(苦情処理)

- 第19条 管理者は、提供した地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者を置き、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(損害賠償)

第20条 利用者に対する地域密着型通所介護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに行うものとする。

(地域との連携など)

第21条

- 1 地域密着型通所介護事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。
- 2 地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、「運営推進会議」という）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 3 地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第22条

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待防止のための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第23条

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従事者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第24条

- 1 従事者の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後2か月以内
 - (2) 継続研修 年2回以上
- 2 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用決定調書、利用者負担金徴収簿その他必要な帳簿を整備する。
- 3 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人社団全徳会と管理者との協議に基づき定めるものとする。
- 4 事業所は、事業の提供を確保する点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、全ての通所介護等従事者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(附 則)

この規程は、令和5年3月21日から施行する。